

雇用開発ひょうご

第145号

2018.10



一般財団法人兵庫県雇用開発協会

みきし 三木市からの発信

表紙の写真…「金物鷲」

表紙の「金物鷲」はのこぎり、包丁、ナイフ、ギムネ、なた、てかぎ等、約3,300点の金物製品を組み立てて作られた、重さ1.5トン、翼長5メートル、高さ3.2メートルの巨大な鷲です。国際見本市など各種イベントに出展され、三木金物のシンボルとして注目を浴びています。三木金物のうち、のこぎり、のみ、かな、こて、こがたなの5品目が国の伝統的工艺品に指定されています

数字で見る三木市（平成30年3月31日現在）

人口	78,100人
世帯数	33,435世帯
面積	176.51平方キロメートル
市役所	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

金物古式鍛錬〔金物資料館横〕

古来の鍛冶の伝統技法を伝えてゆくため、製造業者が交代で毎月第1日曜日に、公開実演を実施しています。ふいごを使い古式ゆかしく金物を鍛える古式鍛錬の実演が金物資料館横の古式鍛錬場で行われています。



三木金物まつり〔三木市役所周辺〕

毎年11月の第1土・日曜日に市役所前広場をメイン会場として、「三木金物まつり」を開催しています。例年、県内外から約15万人以上の人出で賑わい、「金物びっくり市」をはじめ、「金物古式鍛錬の実演」、「農業祭」、「手作り体験コーナー」など盛りだくさんの内容で開催する三木市の一大イベントです。



黒滝

黒滝は、緑豊かな丘陵地を流れる美嚢川にかかる滝で、落差4m幅30mほどあり、敷石のような一枚岩できています。雄滝、雌滝の2段に流れる広がりのある滝です。



「万八狸とお万狐」の伝説が残っています。

【金物のまち三木】

豊臣秀吉が三木合戦の復興のために免税政策をとり、大工職人、その道具を作る鍛冶職人が集まり、復興がひと段落すると大工職人たちは出稼ぎに行き、大工が持参した道具の素晴らしさが評判を呼び、今日の金物産業の発展の基礎となりました。

現在、金物製品の出荷額が市全体の工業製品出荷額の約30%を占め、工匠具、手引鋸の全国シェアは約17%と、伝統に培われた優れた技術を生かした製品は高く評価され、全国有数の金物産地として発展を続けています。

市域内を中国及び山陽自動車道が通過するなど、全国的にも交通の要衝として注目され、西日本一ゴルフ場が立地するほか、「三木ホースランドパーク」「山田錦の館」「吉川温泉よかたん」「ネスタリゾート神戸」など、観光資源も多彩なものがあります。



三木ホースランドパーク

三木ホースランドパークは、自然と人と馬とのふれあいを通じ、活力と魅力のある地域振興と文化の創出に貢献するために、新たな自然環境の整備を行い、馬術を中心とした競技やスポーツ振興、さらには野外活動の拠点として開園されたものです。



総面積約162ha、約80%の森林、緑地が保全されています。国際クラスの馬術競技や森の季節を感じながら楽しむホーストレッキング、自然にふれあうキャンプ場など野外体験も楽しめます。

9:00～17:00（11月～2月は9:00～16:00）
 ●エオの森研修センター 第4月曜日
 ●エクスの森馬事センター 月曜日
 ●ミオの森〔ふれあいの館〕 第4月曜日
 ☎0120-816-892

日本一の酒米『山田錦』のまち



全国で栽培されている酒米の中でも、山田錦は最高級品とされています。その山田錦の栽培に最適な、恵まれた風土を生かし、三木市は山田錦の生産量・品質ともに日本一のまちです。酒米「山田錦」は、風味豊かな至高の日本酒を生み出す最高の原料で、全国の酒造会社で日本酒造りに用いられています。

<お問い合わせ>

三木市産業振興部商工振興課

TEL 0794-82-2000 <http://www.city.miki.lg.jp/>

● ● ● ● ● も く じ ● ● ● ● ●

表紙写真	三木市の風景
表紙裏	三木市からの発信
もくじ 1
兵庫県・兵庫労働局からの要請文	障がい者雇用の拡大および特別支援学校卒業生の雇用確保について・・・ 2
障害者雇用支援事業	トピックス 7/26障害者雇用促進セミナー報告 3
	トピックス 9/12障がい者雇用促進フェスタひょうご2018報告 4
ひょうご・しごと情報広場	トピックス ひょうご・しごと情報広場のホームページを ご覧ください!! (ひょうご・しごと情報広場) .. 6
	トピックス 高校生対象企業見学会 (若者しごと倶楽部) 7
中小企業合同研修等支援事業	トピックス 大学生等卒業予定者対象の兵庫県合同就職面接会を開催！ 8
	トピックス モチベーションアップセミナーを開催！ 8
	トピックス 兵庫県経営者協会主催のインターンシップを実施！ 9
	仕事休もっ化計画 9
女子学生のための就活支援事業	トピックス 「女子学生のキャリアフォーラム2018」に向けた実行委員会の動き ..10
中小企業奨学金返済支援制度事業	トピックス 兵庫型奨学金返済支援制度導入企業アンケート結果11
New ひょうご生涯現役促進事業	トピックス ひょうご生涯現役促進事業12
人事よろず相談室	介護休業ならびに介護のための短時間勤務制度について 長谷川特定社会保険労務士 ..13
就労支援者からの一言	発達障害のある方の雇用を考える (2回目)14
発達障害のある方の就労	高田君の職場奮闘記16
New 関連機関活動紹介	新シリーズ 障害のある方の雇用の支援に関わる機関の紹介17
	新シリーズ 障害者雇用支援関連機関の紹介 兵庫労働局の活動紹介18
	新シリーズ 障害者雇用支援関連機関の紹介 兵庫県立障害者高等技術専門学院19
兵庫労働局からのお知らせ	「働き方」が変わります!!20
	平成30年7月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ22
	役に立つ最近の雇用情勢23
協会からのお知らせ	10月-12月予定表 協会/地域協会/協議会・編集後記.....24
裏表紙裏	局長コラム&雇用支援トータル・アドバイザー利用のお知らせ
裏表紙	公益財団法人 産業雇用安定センターの広告

9月1日～9月30日は障害者雇用支援月間です

県・労働局から障害者雇用拡大の要請あり！

兵庫県および兵庫労働局から、当協会に対し、

障害者雇用拡大および特別支援学校卒業生の雇用確保についての要請がありました。

(この要請は、毎年「障害者雇用支援月間」に行われています。)

■当協会への要請

9月14日(金)、当協会内において、吉田理事長は、兵庫県産業労働部の竹谷課長と兵庫労働局職業安定部山上課長から「会員企業の皆様が職場実習や特例子会社の設置などを通じて、一人でも多く障害のある方を採用していただきますようより一層の働きかけをお願いします。」という要請文を受け取りました。

吉田理事長は、いろいろな場面を通じて協力していきたいと回答されました。



■県内の障害者雇用状況

県内の障害者雇用者数(H29年6月1日)は14年連続で増加、ハローワークにおける障害のある方の就職件数も9年連続で増加し、過去最高となりました。障害者雇用率も、2.03%と法定雇用率を超えました。しかしながら個々の企業の法定雇用率達成割合は、52.7%と、未だ半数近くの企業が未達成の状況が続いています。

◆県内特別支援学校卒業生の就職状況

兵庫県内の平成28年度の特別支援学校高等部卒業生の就職率は、21.9%(H29年度5月1日)と全国平均の30.1%を大きく下回っている状態です。

◆県と労働局の取組方針

兵庫県と兵庫労働局では、労働・福祉・医療・教育等の関係期間の連携により、生活面も含めた就業と職場定着の支援等に取り組むこととしています。



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構H30年度ポスター原画・写真厚生労働大臣賞の紹介(一部)



小学校の部

「ぼくはライオン飼育係」
山里 研斗 沖縄県



中学校の部

「ドッグトレーナーになりたい」
松本 淳穂 千葉県



高校・一般の部

「いつも美味しい料理をありがとう」
寺前 雪路 東京都

■ 神戸地域障害者雇用促進セミナー開催！ ■

神戸地域障害者雇用促進セミナーが総参加者数70名と大変盛況の中開催されました！

- 日時：平成30年7月26日(木) 13：30～16：00
- 場所：HDC神戸(JR神戸駅前) 5F
- 主催：神戸雇用対策協議会・東神戸雇用対策協議会・明石地域雇用開発協会・兵庫県雇用開発協会
- 後援：神戸・灘・西神・明石ハローワーク
- 内容：

- | | | |
|-------------------------|----------------------|--------|
| 1)情報提供「障害者雇用の現状と課題」 | 兵庫労働局職業安定部 職業対策課 | 森 昌彦氏 |
| 2)情報提供「障害者雇用継続に係る助成金制度」 | 高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部 | 日高 久治氏 |
| 3)情報提供「働き方改革」 | 兵庫労働局雇用環境・均等部企画課 | 砂川 雅城氏 |
| 4)講演「失敗から学んだ障害者雇用」 | 医療法人社団十善会 野瀬病院 法人本部長 | 林 政徳氏 |



冒頭、主催者を代表して、兵庫県雇用開発協会専務理事の坂田昌隆より、本セミナーの趣旨説明と挨拶があり、スタートしました。

最初の情報提供として、兵庫労働局職業対策課の森氏より「障害者雇用の現状と課題」というテーマで情報提供がありました。

ポイントは、①障害者雇用数は、全国、兵庫県とも安定して伸びている。②H29年度の兵庫県の実雇用率は、2.03%と初めて2%を超えた。③精神障害者の雇用数の伸びは他に比し大きく、H29年度障害者雇用件数の40.3%（1528件）を占めた。一方、課題としては、1）障害者の定着、特に精神障害者の定着率が低いこと、2）重度知的障害者や精神障害者の就業率（就業している人の割合）が未だに低いことなど、とのことでした。



兵庫労働局 森氏

続いて、高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部の日高氏より「納付金制度に基づく助成金および障害者職場実習支援制度」について情報提供がありました。助成金の財源は障害者雇用納付金であり、主な助成金として1）障害者作業施設設置等助成金、2）障害者介助等助成金、3）重度障害者等通勤対策助成金の説明と申請のポイントの説明がありました。また、障害者を雇用したことがない事業主が、障害者の職場実習を計画し、実習生を受け入れた場合、謝金を支給する「障害者職場実習支援事業」について説明されました。



機構兵庫支部 日高氏

次に兵庫労働局雇用環境・均等部企画課砂川氏より「兵庫県働き方改革推進センター」での相談事業について説明がありました。

最後はメインイベントの企業からの講演で、障害者雇用があまり進んでいない病院業界において、いろいろなお苦勞をされながら、現在の高い障害者雇用率を達成されるまでの取り組みを熱く説明されました。テーマも「失敗から学んだ障害者雇用」ということで、5年前の最初の障害者雇用での失敗から、林さんを中心に、障害者を含めたスタッフ全員が、尊敬しあえる人間関係を目指し、組織の壁を取り払い、変わっていく様子がとてもリアルに語られました。



野瀬病院 林氏

また、同席されたスタッフの堀さん・田村さんからは具体的なツールや取り組みを紹介いただきました。林さんの「障害者雇用という言葉がいない社会を実現したい」というメッセージがとても印象的でした。質疑も活発にされ、最後に大きな拍手で締めくくられました。

最後に兵庫県雇用開発協会専務理事の長谷川栄一よりセミナーを振り返っての講評があり閉会しました。

出席者のアンケートからは、労働局・機構の情報提供が参考になったという声が多く、多かったことはもちろんですが、野瀬病院の講演に対しては、「障害者の方への理解という一番大切な部分を学んだ」、「障害者雇用について少しネガティブになっていたが、前向きになった」、「理想的な組織運営と人柄に引き込まれた」、「理念がしっかりしており、企業での活用のヒントが得られた」等、好意的な感想が非常に多くありました。

■ 9月12日「障がい者雇用フェスタひょうご2018」を開催！ ■

障がい者雇用支援月間の中心的行事として9月12日に、兵庫県民会館のけんみんホールにおいて、兵庫県、高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部、兵庫県雇用開発協会および県下各地域雇用開発協会/雇用対策協議会との共催により、兵庫労働局・ハローワークの後援を得て開催しました。



兵庫県副知事 金澤和夫氏

230名近い参加者のもと、第1部では障害者の雇用に積極的に取り組んでこられた優良事業所5社と、障害がありながら、永年模範的な職業人として功績のあった優秀勤労者13名が表彰をお受けになり、会場より温かい拍手をいただきました。

また、9月4日に東京で開催されました全国表彰式において、「厚生労働大臣表彰」を受賞されました優秀勤労者1名、及び「高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰」を受賞されました優良事業所2社のご披露も行いました。



高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫支部支部長 奥谷 久伸氏



兵庫県雇用開発協会理事長
吉田 達樹氏



兵庫労働局長
畑中 啓良氏

表彰名簿

◆兵庫県知事表彰

優良事業所

ボルツ 株式会社

優秀勤労者

藤井 政彦（ニシカワ食品 株式会社）

◆独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞表彰

優良事業所

医療法人社団 弘成会

ハリマ化成 株式会社

優秀勤労者

川淵 省一（住友電気工業株式会社伊丹製作所）

松井 信幸（住友電気工業株式会社伊丹製作所）

山内 典子（日本パーソナルセンター株式会社）

西垣 勝好（株式会社メイワパックス兵庫工場）

内藤 孝一（株式会社 福井製作所）

◆一般財団法人兵庫県雇用開発協会理事長表彰

優良事業所

社会福祉法人 すみれ会

優秀勤労者

西出 佳世（プレテック株式会社）

株式会社川口屋 城崎リバーサイドホテル



表彰式（表彰状授与の様子）

櫻井 宏樹（兵庫トヨタ自動車株式会社）

岩脇 正高（株式会社JR西日本あいウィル）

稲田 浩明（住友電気工業株式会社伊丹製作所）

中尾 聡（住友電気工業株式会社伊丹製作所）

宮本 龍也（株式会社ダイボード）

福田 めぐみ

（福）三相園福祉会特別養護老人ホームおかの花

披露 ◆厚生労働大臣表彰

優良事業所

株式会社 多田スミス

多木化学 株式会社

優秀勤労者

倉内 洋司（但陽信用金庫）

第2部では昨年「障害者雇用優良事業所」として厚生労働大臣賞を受賞されました、株式会社一宮電機取締役部長の西山岩雄氏より「株式会社一宮電機における障がい者雇用の取組について」というテーマでお話をいただきました。

同社での障害者雇用の取組について、どのように推移してきたかを詳しく説明していただき、これから障害者の雇用を考えている企業様には、「障害者も同じ目標に向かって同じ職場で働く仲間である」と考え、みんなで足りないところを補い合う環境作りを行い、また「障がい者を雇う」ではなく「一緒に目標に向かって働く仲間を探す」という意識で、一人でも多くの方を受け入れるよう取り組んでほしいとのお話がありました。



続いて、兵庫教育大学大学院障害科学コース教授の井澤信三氏より「職場における発達障害のある人の困難と対応ポイント」というテーマで講演いただきました。

① 発達障害の分類とつまずき

分類として、ASD（自閉症スペクトラム症）、LD(学習障害)、ADHD（注意欠陥多動性障害）の3つがあり、おのおのの特徴と就労に向けた課題について、説明がありました。

② 「職場における自閉症スペクトラム者の困難とその解決方法に関する研究」

上記の中のASD（自閉症スペクトラム症）の特性がどのようなもので、どのような対応が求められるかについて説明がありました。

③ 人との関係における特性と基本的対応

当事者の方2人がご自分で自閉症について語っておられる動画が紹介されました。その後、コミュニケーションノート等支援教材の紹介、企業向けの合理的配慮の具体例の紹介、進路選択のツール等が紹介されました。

かなり学術的な面もありましたが、発達障害を理解する上での貴重なエッセンスがちりばめられていました。特に、当事者をご自分で自閉症についてつまずきやご苦労をお話されていたことで、よりリアルに理解が深まった方も多かったのではないかと思います。アンケートでも大変参考になったという意見が多くありました。



以上、本年度も会場がほぼ満員になる程多数のご参加をいただき、事業所や各支援機関等障害者雇用に携わる関係者の関心の大きさと熱意が感じ取れる有意義なフェスタとなりました。

ひょうご・しごと情報広場のホームページをご覧ください!!

就職相談、セミナー開催、求人検索により、就職をバックアップ

Google カスタム検索 検索 x

ひょうご・しごと 情報広場

仕事をお探しの方を応援します!

就職相談 セミナー開催 求人検索 就職をバックアップ

就職を目的とした「求職者」と「企業」を専門スタッフが様々な角度から丁寧に指導する就職支援施設です。

仕事をお探しの方	企業の方
▶▶ 「若年者職場体験就業」のご案内	▶▶ 「若年者職場体験就業」受入申込
▶▶ 「ひょうご応援企業」のご案内	▶▶ 「ひょうご応援企業」の登録について
▶▶ 合同就職面接会・企業説明会のお知らせ	▶▶ 企業説明会情報
▶▶ セミナー参加申込	▶▶ セミナー随時開催
▶▶ 内職・求人情報	▶▶ 内職・求人申込

ひょうご・しごと情報広場のホームページでは、企業の皆様にとって有益な様々な情報をお伝えしています。

ひょうご・しごと情報広場

<http://www.j-hiroba.jp/>

ひょうご・しごとネット

<http://www.j-hiroba.jp/jobnet/>

- 例えば、
- ①
 - ②
 - ③
 - ④
- こんな感じですよ

兵庫県マスコット
はばたん



① 短期職場体験就業



概ね39歳までの若年者層を対象に、実際の職場で1~2週間の短期就業することにより、仕事への適性と職場環境への対応性を求職者と共に見極めていただくシステムです。



② ひょうご応援企業



ひょうご応援企業に登録いただきますと、兵庫県ホームページ等を通じ、企業の魅力を広くアピールするとともに、人材確保に関する様々な情報をタイムリーにお知らせします。



③ 企業説明会情報



兵庫県等が主催する兵庫県内企業の合同企業説明会・面接会の情報を提供しています。(出展企業募集については、各主催団体にお問い合わせください。)



④ 求人・内職



“働く意欲のある方”と“人材を求める企業等”との出会いの場を提供するため『ひょうご・しごとネット』を開設しています。求人、内職情報を登録いただきますと、しごとの情報提供をします。



ひょうご・しごと情報広場
総合相談窓口：078-360-6216
ひょうご応援企業：078-366-1433



メールマガジン会員募集中

現在配信中の就活コラムは【就活で知っておくべき未来のこと～産業トレンドと業界動向～】です。
<https://www.j-hiroba.jp/mailmagazine/>

若者しごと倶楽部

高校生対象 企業見学会（JICA関西）

学生等の雇用の安定を図るためには、高校生・大学生等の学生時から職業理解と合わせて将来を見据えた求職活動の意識付けが非常に重要であり、希望職種で働くことのできる企業情報を知っておく必要があります。

当倶楽部では、従来から職業意識の醸成を図るため、高校を訪問し職業理解と就労継続の重要性に気づく訪問セミナーや企業が求める人材を知るセミナーを実施してきました。あわせて地元企業の魅力を発見することを目的として、新たに高校生等対象の企業見学会を実施することとしました。

■今回ご紹介するのは、新たな取り組みの「高校生対象企業職場見学会」です

「働くことの重要性、仕事のやりがい」を感じてもらうため、下記法人に見学会実施の要請をおこない、賛同を得ました。周知・広報を県内高等学校に依頼し、夏休みの課外学習として参加を呼びかけたところ、高校生21名の参加希望者を得て見学会を開催することができました。

■高校生対象企業職場見学会

実施日 平成30年8月10日（金）13時30分～15時30分

見学先 独立行政法人 国際協力機構関西国際センター（JICA関西）

実施内容 (1) JICA事業概要説明

(2) 青年海外協力隊参加経験者体験談・質疑応答
(理学療法士として参加)

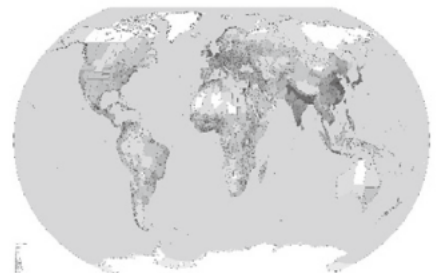
(3) 施設見学（展示室・資料室）

参加者 県下高校生21名（1年12名、2年6名、3年3名）



■参加者の声

- ・大変な仕事だと改めて感じました。
- ・将来の夢が理学療法士なので、その職業の方の話が聞けて良かった。
- ・広い視野を持つことができるので、このような機会をもっと増やしてほしい。
- ・実際に活動してきた人の話が聞くことが出来たのがとても良かった。
- ・知らなかったことを知ることができたので自分のためになった。



■倶楽部関係者

- ・体験談は青年海外協力隊参加者のボランティア活動についての講演でしたが、その内容から目的意識を持って働くことの重要性に気づいてもらえたと思います。
- 質疑応答の時間では、参加者から積極的な質問が寄せられました。また、参加者のアンケートでは「この見学会に参加して良かった」と回答があり、満足度についても全員から高い評価をいただきました。
- 大変有意義な見学会になったと思います。

〈若者しごと倶楽部からのお知らせ〉

- ※ 高校生・学生等又は若年求職者の企業見学会について、学生時代から職業意識を醸成する、あわせて若年者の職業選択肢の拡大を図るとともに、地元企業の魅力を知ってもらい人材確保に繋げていきたいと考えております。
- ※ 企業見学にご協力（応募）いただける企業がありましたら、下記までお問い合わせください。

◆お申し込み・お問い合わせ先◆

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階

一般財団法人 兵庫県雇用開発協会 ひょうご・しごと情報広場 若者しごと倶楽部(ジョブカフェひょうご)

TEL 078-366-3731 URL <http://www.hyogo-wakamono.jp>

トピックス

中小企業合同研修等支援事業

◆大学生等卒業予定者対象の兵庫県合同就職面接会を開催!

8月1日(水)に神戸市内ホテルで合同就職面接会を開催、

59社の企業と175名の学生が参加しました。



■兵庫県合同就職面接会とは?

兵庫県の中小企業への雇用を支援する目的で9年前から始めました。当初は理科系の学生が対象でしたが、現在は全ての学生を対象に、参加した学生が、会場の各企業のブースを選んで面談する面接会です。例年200名以上の学生が参加していましたが、今年は初めて200名を割り込みました。



今年も大学やハローワーク、新聞などに積極的に広報をした結果、参加企業は59社(ひょうご応援企業は45社)と学生は175名(昨年は272名)の参加を頂きました。

学生の内訳は男性が81名、女性が94名、新卒者が138名、既卒者が29名、留学生が8名。文系の学生が94%でした。これを機会に、良いご縁があることを祈っています。

◆モチベーションアップセミナーを開催!

●日時: 9月25日

●テーマ: リーダーシップ開発 1 Dayセミナー

●対象: 中間管理職

●講師: (株)人活工房代表取締役 小笠原 健 様



■モチベーションアップセミナーとは?

昨年は入社1年から3年の人のモチベーションアップを目的に開催しましたが、今年は従業員のモチベーションをアップさせる管理職側を対象に、ヒューマンスキル・コンセプチャルスキルを高める「リーダーシップ開発」をテーマに開催しました。

若手社員が自らモチベーションアップをしていく方法を身に付けることはもちろん重要ですが、一方で企業側には、社員やチームの力を最大限に引き出すマネジメントが求められます。

人材採用難が続く中、職場・組織・チームの力を最大化することが望まれます。そのためには、組織の上位層、経営幹部や管理職のヒューマンスキル・コンセプチャルスキルを高める「リーダーシップ開発」が必要です。今回は、その概略・理論を知り、体験学習を通して自社に必要なことを考え持ち帰る1 Dayセミナーを実施しました。参加者の皆様には、是非自社の改善に取り組んでいただきたいと思っています。



◆兵庫県経営者協会主催のインターンシップを実施！

8月20日～24日の期間に当協会では5名のインターンを受け入れ、実習してもらいました。



■兵庫県インターンシップとは？

兵庫県経営者協会が主催するインターンシップです。学生が在学中に、企業・団体などにおいて就業体験し、企業の魅力を知ってもらうこと、また、雇用のミスマッチを防ぐ機会でもあります。昨年度からインターネットを利用した募集システムになりました。

今年も5名の学生を当協会のインターンとして受け入れ、8月20日（月）～24日（金）の期間で5名の学生（男性3名、女性2名）に当協会にて実習してもらいました。

5日間のインターンシップを終えて、社会人のマナーと就職の心構えができたと思います。この貴重な経験をこれからの学生生活に、また就活にぜひ活かして欲しいと願っています。

インターンシップスケジュール

- 1日：協会の概要説明と特例子会社見学
- 2・3日：就活トレーニング・セミナー受講
- 4日：ニーズ調査による企画を立案
- 5日：企画・立案の発表と総括



事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

—年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。—

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

なお、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要がありますが、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。



「女子学生のキャリアフォーラム2018」に向けた実行委員会の動き

夏休みを利用して女子キャリアフォーラム実行委員17名は、「女子学生のためのキャリアフォーラム」の準備を兼ねた企業研究のため、6社を訪問しインタビューを行いました。大変貴重な経験となりました。

< 8月21日 訪問先 > 訪問学生の感想

㈱アシックス

担当の女性社員の方が育児をしながら働き続けているという事で、実体験を直接聞くことができ、雰囲気を感じることができました。資料館の見学では貴重な品々や企業の歴史を知ることができました。



白鶴酒造㈱

担当の方の名刺交換でのふるまいや言葉遣いがとても勉強になりました。最初は緊張や遠慮があり、上手く質問できませんでしたが、いろいろお話を聞くうちに就活への実感が湧いてきました。限られた時間を有意義に使うためには、事前にもっとチームで質問を共有しておけばよかったと思いました。



モロゾフ㈱

インタビューした方の経歴など個人的な事を教えていただいたり、育児休業から復帰された方のお話や、面接についてのお話などを具体的に聞くことができ大変参考になりました。もっと掘り下げた質問ができるような事前の下調べや準備が大事だと思いました。



< 8月23日 訪問先 > 訪問学生の感想

㈱メディセオ

医薬品の卸売業というB2Bの企業で、訪問前は具体的にどういうお仕事をされているのかイメージが湧きませんでした。お話を聞くうちに、かなり理解が進み、自分がどういう仕事をしたのか具体的に考えることができるきっかけになりました。もっと企業研究をしなければと思いました。



ノエビアグループ【㈱ノエビア・常盤薬品工業(株)】

担当の方から企業のことや女性の処遇について丁寧に教えていただきました。担当の方のように振舞えるようになりたいと思いました。また食堂でいっしょに食事もさせていただき、細かいところまでじっくりお話しすることができました。「これから社会に出ていくんだ」という気持ちが芽生え「もっと成長したい」と思いました。



みなと銀行

どのような部署がどのような仕事をしているのかを聞くだけでなく、職場を見学することができ働くイメージが湧きました。福利厚生のことや地域密着型のイベント開催等もお聞きしとても身近に感じました。難しかった点は、事前に用意した質問が失礼ではないかと思いき自分の思うように話せなかったことです。



☆今後のKOBETeamのスケジュール

- 9/13 第4回実行委員会
- 10/14 第5回実行委員会
- 11/18 第6回実行委員会
- 12/16 キャリアフォーラム2018 KOBETeam

☆今後のHARIMATeamのスケジュール

- 10/9 第1回プロジェクト
- 10/19 ワークショップ①
- 11/6 ワークショップ②
- 11/16 ワークショップ③
- 11/20 発表準備
- 12/2 フォーラムHARIMATeam

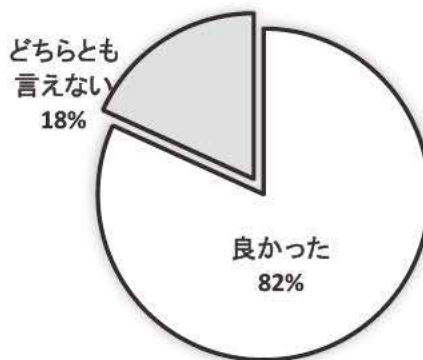
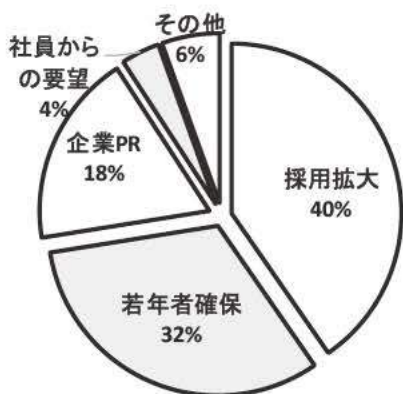
トピックス

■ 兵庫型奨学金返済支援制度 導入企業アンケート結果 ■

兵庫県雇用開発協会では奨学金返済支援制度を導入している企業に対してアンケートを実施いたしました。制度導入の目的などをまとめました。

実施時期：平成30年6月 回答企業数：67社 ※複数回答、無回答含む

Q.この制度導入の主たる目的は何ですか？ Q.この制度を導入して良かったですか？



【導入企業の声】

- ・会社に興味を持ってくれる学生が増えた。
- ・会社説明会での反応が良い。
- ・求人票に記載していきたい。
- ・採用に関する問い合わせが増えた。



【兵庫型奨学金返済支援制度 今年度の申請状況】（8月末現在）

申請企業数 51社 対象従業員数 167名

8月末時点で既に昨年度の実績を上回っております。
 今年度から初めて申請された企業も17社あります。
 採用拡大、若年者確保の一環として是非、奨学金返済支援制度の導入をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・ 兵庫県では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助を行っています。
 - ・ まずはお気軽にご相談ください。
- 一般財団法人 兵庫県雇用開発協会 連絡先 TEL:078-362-6583



ひょうご生涯現役促進事業

(厚生労働省から受託した生涯現役促進地域連携事業)

兵庫県では、人口減少・高齢化や都市部への人口集中・偏在による人手不足が大きな課題となっています。こうした課題に対応するためには、高齢者のニーズに対応する多様な働き方を提案し、活躍の場を広げる環境整備が必要です。

そのため本事業では、企業に対しては、企業訪問やセミナーの実施により、高齢者が取り組みやすい仕事の切り出しの提案や高齢者雇用の先進事例の紹介を行うとともに、高齢者に対しては、高齢者が働き続けられる意識の醸成を図るためのセミナーや起業を希望する者に対するセミナーなどを実施します。また、県民局や県民センター(神戸を除く)及びひょうご・しごと情報広場、8市町シルバー人材センターにおいて就労相談を行うとともに、合同企業面接会を実施するなど、高齢者の活躍の場を広げる取り組みを行っています。

1 事業内容

(1) 企業の環境整備支援

ア 企業訪問

県内企業を訪問し、短期就業体験の実施や、高齢者の新たな雇用を開拓し、新たな高齢者の雇用機会を創出します。

イ セミナーの実施

企業に対して、人手不足を解消するため、高齢者が取り組みやすい仕事の切り出しや、高齢者雇用に役立つ各種助成金制度の活用方法、高齢者雇用の先進事例紹介などに関するセミナーを実施します。

ウ 面接会・説明会の実施

「高齢者向けの合同企業面接会」「高齢者向けの企業説明会」をハローワークと連携して実施します。

(2) 短期就業体験(ひょうご・しごと情報広場)

現役時代の業種・職種に関わらず、未経験の業種等で短期の就業体験を行うことで、新たな分野で働く高齢者を増加させます。

就業の準備が整えば、短期雇用契約に基づく就業体験を実施します。高齢者・企業の両者が了解すれば本採用に移行します。

(3) 高齢者の意識の啓発

主に中小企業で定年年齢を目前に控えた高齢者等を中心に働き続けるための制度等に関するセミナーを開催するとともに、起業を希望する高齢者に対しては、新たな一步を踏み出すきっかけとなるようなセミナーを開催します。

(4) 高齢者の就労相談窓口の充実

県民局・県民センター(神戸を除く)、ひょうご・しごと情報広場、8市町シルバー人材センターに高齢者就労相談窓口を設置し、就労相談を行います。

2 事業実施期間 平成30年7月2日～平成33年3月31日 (相談窓口設置：平成30年10月～)

3 実施主体

兵庫県生涯現役促進地域連携事業協議会

(国との委託契約及び事業実施は、協議会構成団体の一つである兵庫県雇用開発協会が行う)

代表：兵庫県

会員：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部

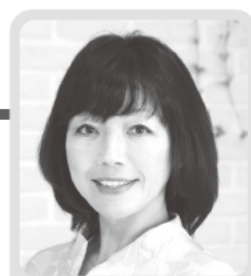
兵庫県経営者協会、(一財)兵庫県雇用開発協会

監事：(公社)兵庫県シルバー人材センター協会

お問い合わせ先
一般財団法人 兵庫県雇用開発協会 078(362)6583

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く



長谷川 まゆみ
トータルマネージメント
オフィス代表
特定社会保険労務士

～介護休業ならびに介護のための短時間勤務制度について～

Q 母親の介護のため介護休業を取得したいと申し出がありました。また介護休業取得後、短時間勤務制度を利用したいと相談をうけていますが、事業主の立場としてどうすればいいのでしょうか？

A 従業員から介護休業や短時間勤務の申し出があった場合、育児・介護休業法で事業主が講じなければいけない措置について、以下のとおり解説いたします。

《解説》

育児・介護休業法では、労働者が仕事と介護を両立して働き続けるための制度として、介護休業、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置が定められています。そして労働者は、自身の仕事内容、家族の介護の必要度や利用するサービスなどを考慮して、自分にあった制度を利用することが可能です。

- ◇ 法に定める「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態のことをいい、要介護認定を受けていなくても、措置の対象となり得ます。常時介護を必要とする状態については、判断基準が定められています。
(厚労省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_jigyousya.html#01)
- ◇ 労働者が介護休業を取得して労務を提供しない日や時間について、事業主は給与を支払う義務はありません。就業規則等で介護休業中の給与について規定しておくことが望ましいです。給与が支給されない場合は、雇用保険の介護休業給付金を申請でき、支給対象となる家族について93日（3回まで分割可能）を限度に支給されます。
- ◇ 介護休業給付の受給資格は、介護休業を開始した日前2年間に雇用保険の被保険者期間が12月（※）以上必要で、被保険者が、介護休業期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、被保険者が実際に取得した休業について申請できます。
(※) 休業開始日の前日から1か月ごとに区切った期間に賃金支払基礎日数が11日以上の月を1月とします。
- ◇ 介護休業給付は、介護休業終了後の職場復帰を前提とした給付金です。このため、介護休業の当初からすでに退職を予定しているのであれば、介護休業給付の支給対象となりません。
- ◇ 次に、**介護休業取得後の短時間勤務制度については**、上記の介護休業の取得期間（通算93日まで）とは別に与える必要があります。短時間勤務制度の利用開始から連続する3年以上の期間で措置を講じる必要があり、また2回以上分割して利用可能としなければいけません。
- ◇ なお、労働者が**介護休業や短時間勤務制度の利用を申し出たり**、実際に利用したことを理由として、正社員からパートタイマーになるよう強要したり、退職を強要することは育児・介護休業法で禁止されていますのでご注意ください。
- ◇ 最後に、「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）」をご紹介します。介護離職を予防するため、アンケート調査や相談窓口の設置といった職場環境整備に取り組みをし、介護休業や短時間勤務制度を利用する労働者に対して介護支援プランに基づき仕事と介護の両立支援をした場合、助成が受けられます。

「介護離職ゼロ」を目指して、働きやすい職場づくりに取り組んでください！

発達障害のある方の雇用を考える②

この原稿を書いている8月末に中央省庁における障害者雇用数の半数強が不正に水増し算定されていたという驚くべき実態が明らかになりました。政府は共生社会や1億総活躍社会などのスローガンを掲げ、障害者雇用も重要な柱の一つとして法整備を重ねてきたはずです。当然、中央官庁はその模範を示すべき存在と信じて疑わなかったのに、誰もが裏切られた怒りを覚えたことでしょうか。とりわけ、ハローワークによる厳しい雇用率達成指導を受け、必死の思いで知恵を絞り、努力と工夫をしてこられた企業の皆様の憤りは計り知れないものだと思えます。

今後、10月には再発防止策が取りまとめられ、年内には法定雇用率を達成できるよう取り組みを強化するとの報道がありました。しかしながら、数だけを追い求めた雇用では、仕事内容・仕事量と本人特性とのマッチングが上手くいかず、双方にとって「不幸な結果」になってしまうのではと懸念されます。(昔、県民局での知的障害者率先雇用が始まった頃、保護者の方から「もう辞めさせたい、このままでは仕事ってこんなに楽なもの、暇なものと思ってしまう」という苦情が寄せられたことを思い出しました)。

しっかりとしたマッチングを行うために、まずは障害者雇用の実績ある企業からノウハウを学ぶ謙虚な気持ち、機会を官公庁には持っていただきたい。とりわけ、試験制度で採用される公務員の中には、診断は受けてないまでも発達障害の特性を持ち合わせた方が多いと、現場から聞こえてくることがあります。その際、「あの人は発達ちゃんだから仕方ない」と陰口混じりな言葉も付いてきます。こうなると、負担感が先行して障害者雇用は益々ネガティブになっていきます。障害者雇用が、雇用される側にもする側にとってもポジティブな影響を持つのだという実践を官公庁が率先して示す体制を整えるべきだと考えます。

1. 発達障害とは

まずは言葉の定義からしておきます。一般的にはあまり知られていないことですが、「発達障害」は診断名＝医学用語ではなく、発達障害者支援法で使われている名前、つまり法律用語なのです。診断名としては、広汎性発達障害(自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害)、学習障害(LD)、注意欠陥・多動障害(AD/HD)などがあり、障害が併存することもあります。発達障害者支援法第二条で「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発

現するものとして政令で定めるものをいう」と規定されています。

最近では『自閉症スペクトラム障害』(ASD)という言葉を目にする機会が増えてきました。この障害は、広汎性発達障害と呼ばれていたもので、別々の障害とされていたものを、一つの連続した症状としてまとめた新たな分類方法です。また、コミュニケーションが苦手、人の顔や目を見て話ができない等々の特性があることは、実は誰にでもある、ちょっとした性格のひとつ。多かれ少なかれみながもっているもので、定型発達の人や軽度の自閉症傾向の人から、重度の自閉症の人まで、連続的につながっているという考え方が、この障害名の前提にあります。

このように、発達障害は、大きく「自閉症スペクトラム」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」「学習障害(LD)」に分けられます。注意力や衝動性に障害があるADHDや、読み書きや計算に特異的に困難を示すLDに比べて、自閉症スペクトラムの人は、①相対的な対人社会性の障害②コミュニケーションの質的な障害③想像力の障害の3つの特徴を持ち「3つ組の障害」と言われており、障害特徴の影響が直接的に人間関係にまで及ぶため、問題が複雑化しやすいのです。

さらには、聴覚や視覚など五感全体にわたってすべての感覚領域で鈍感さや敏感さが生じることがあります。また、運動失調から手先の不器用さや体の動かし方がどこかぎこちなく見える人もいます。原因は解

明されていませんが、先天的な脳の機能障害で、親の育て方や環境などによるものではありません。発達障害の基本的な特徴は生涯に渡って継続して見られ、基本的な認知のあり方は急に変わりますが、発達や支援によって行動特性は変化する可能性があるとも言われています。

これ以上のことは筆者も編集を担った「精神・発達障害者雇用支援ガイドブック平成27年3月兵庫県雇用開発協会発行」*に障害の特徴や接し方のヒントが詳しく記載されていますので、是非、参照して頂ければと思います。



2. 今、なぜ発達障害のある人の就労支援なのか。

発達障害の大きな特徴は、外見上や会話を交わしても障害を感じさせないところにあります。また、一部に極めて秀でたところがありながら、一部に極めて苦手なところを持つアンバランスな様子が理解されにくいところです。小さい頃から常に「風変わりな子」「おかしな子」と蔑まされ、いじめの対象になることも少なくありませんでした。働かだすと怒られることが多くなり落ち込んでいく、このアンバランスさの原因をきちっと伝えることができず余計に落ち込み悩んでしまう方が多いです。それにより精神領域の二次障害が出現してそれが目立ってしまうような状況にあります。さらに、感覚過敏によりキーボードの入力音でさえ過敏になり作業に集中できないとか逆に過集中で疲労困憊してしまうような方々も多くなります。

公立の小学校及び中学校の通常学級に在籍する児童のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%(6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す	4.5%(4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6%(3.4%~3.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%(1.5%~1.7%)

(文科省データ)

知的、精神障害のある人の人口発生率は2~3%に対して、知的発達に遅れはないものの学習面

又は行動面で著しい困難を示す、つまり、発達障害の可能性のある小中学生が6.5%に上ることが文部科学省の調査でわかりました。40人学級で1クラスにつき2~3人の割合になります。県内のある市の保育士へのアンケートでは10%、アメリカとか韓国の統計では、11~12%と言われるようになってきています。また、若年者のニート対策機関では、なかなか思うように支援できなかった人たちが多数いて、相談員が発達障害を理解するための研修を受ける機会が増え、統計を取り直したところ実に8割が発達障害ではと言われるようになってきています。これは、障害とは時代が作り出していく典型を意味します。

時代は科学技術の進歩による合理化を推進し、ひとり一人にかかる仕事量が急激に増えるとともに、まるでイス取りゲームのように弾かれていく人たちを生み出してきました。こういう市場万能主義的なものへの対抗こそが就労支援であり、障害者支援というよりも、まさに社会変革という視座が不可欠なのです。何故なら、超高齢化社会を支えていく若い世代が、今のような状況でイス取りゲームから弾かれていく。その中に発達障害という烙印のなかで、生きにくさをかかえて企業の中に入れない層が数多く存在することが目立ってきています。この状況が続けば我が国の社会保障制度は崩壊する深刻な課題です。



古川 直樹

【プロフィール】

特定非営利活動法人ピークスネットワーク理事長、就労移行支援事業所PEAKS神戸管理者
* 社会福祉士（この業界に入り約40年、その大半を兵庫県総合リハビリテーションセンター
職能開発施設で就労支援に携わり、現在に至る）

【執筆紹介】

- 「障害のある人の雇用・就労支援Q&A」 中央法規 183-185
- 「チームアプローチによる総合リハビリテーション」三輪書店 124-126
- 「リハビリテーション連携論」三輪書店 116-122
- 「社会リハビリテーション」三輪書店（職業リハ分野担当）
- 「季刊 福祉労働140号 増やされる「発達障害」」現代書館
- 「発達障害の人が働くためのQ & A」弘文堂 95-99



特定非営利活動法人 ピークスネットワーク	PEAKS六甲 〒657-0038 神戸市灘区深田町4丁目1番1 ウェ ルブ2 番街552 TEL 078-846-3009	PEAKS神戸 〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東 成ビルディング303 TEL 078-362-5177

※（ガイドブックのお問い合わせ先 078-362-6583 兵庫県雇用開発協会 西本）

高田君の職場奮闘記②

高田君の職場奮闘記第2弾です（前号7月号よりスタート）。発達障害のある高田君は、就労移行支援事業所を経て、今年2月から株式会社I.S. コンサルティングで広報として働いています。そんな新天地で働く彼が新たなステップでの気づきや苦労を含めた奮闘ぶり・成長ぶりをマンガにしてくれています。今回は全4話の第2話です！

※ I.S. コンサルティングは、主に合宿免許教習所紹介、海外留学支援、フリースクール運営等の「働く・生きる」ためのサポートを通じて、関係する全ての人の人生を応援するという理念を経営基盤に持つ企業です。また、全社員32名中8名、割合として25%が発達障害を持っているという非常に高い障害者雇用率を実現しながら、収益を上げている企業でもあります。

前号までの流れ

就労移行支援事業所
PEAKS時代

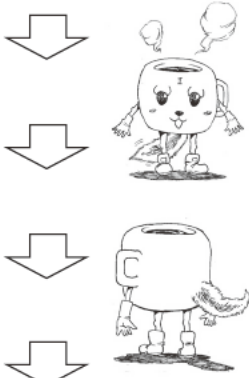
2017.10月号
まぐじろー君の実習日誌①
「コミュニケーションの学び」



2018.1月号
まぐじろー君の実習日誌②
「業務実習中の学び」



2018.4月号
まぐじろー君の実習日誌③
「実習を通じて得た達成感と自信」



I.S.コンサルティングに
就職してから

2018.7月号
高田君の職場奮闘記①
「今までは抱けなかった働くことへの思い」

次号につづく

【ほうれんそう から かくれんぼうへ】



※上司との月例面談



上司 河合からの提案
かくれんぼう(確認・連絡・報告)

- の件ですが、▲▲で進めたいのですがよろしいでしょうか？
- ①**確認:**
- ②**連絡:** 進捗の報告・共有
- ③**報告:** できました！チェックをお願いします！



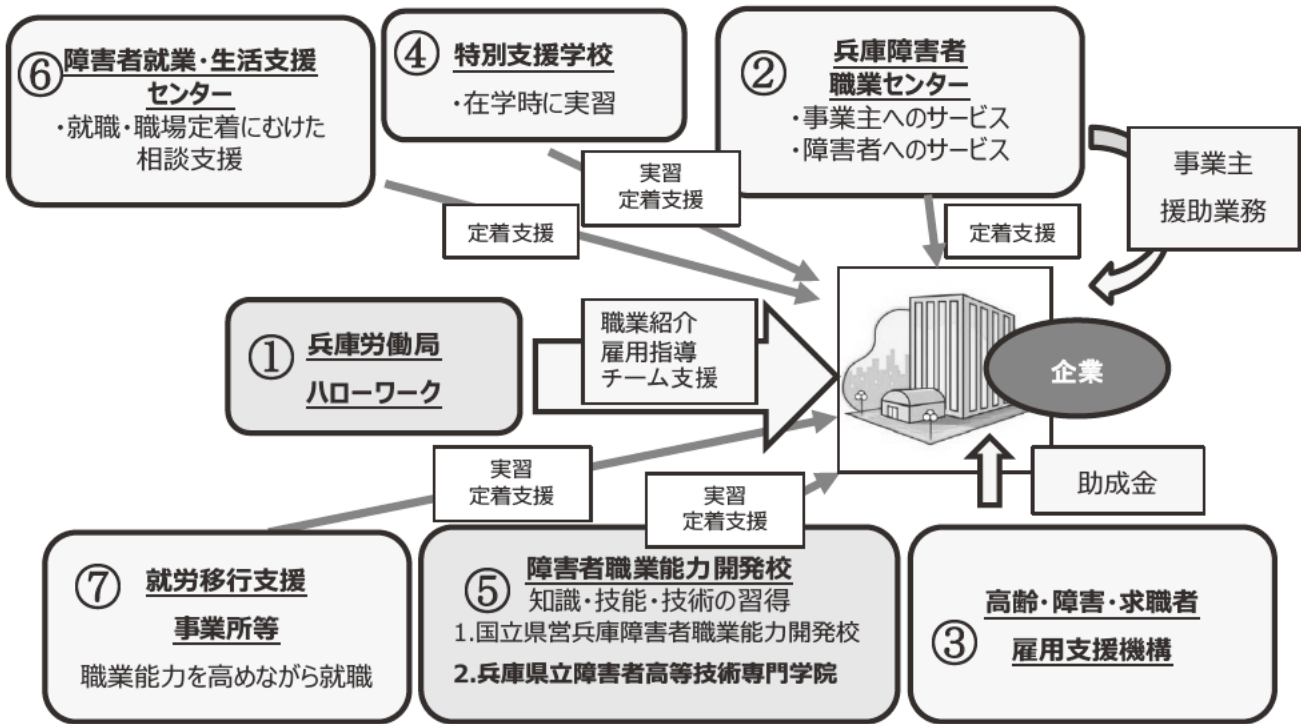
勤務申。。



狙い

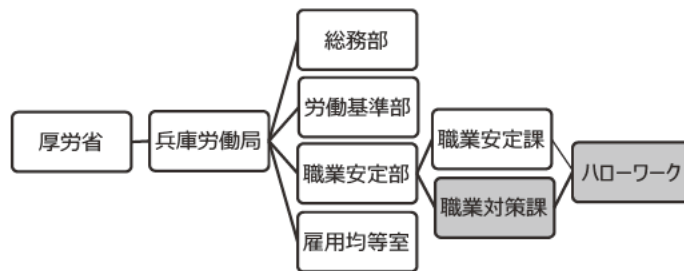
下図のように、障害を持つ方の雇用支援には、いろいろな機関が有機的に関係していますが、どういうところが関連しているのか、どのような活動をしているのか、断片的な情報しかお持ちでない企業も多いのではないのでしょうか？

本協会として、協会の活動紹介だけでなく、関係機関の活動を会員のみなさまに順に紹介することによって、会員様からのアプローチ等、より連携が深まり、雇用の促進につなげていければと考えます。



今号では、①の兵庫労働局・ハローワークの障害者雇用対策の活動と⑤の障害者能力開発校の紹介をします。

①の兵庫労働局は、各県にある厚労省の出先機関で、その中の職業安定部職業対策課は障害者の雇用対策の取り組みをハローワークと一体となって取り組んでいます。



⑤の障害者職業能力開発校は、「職業能力開発促進法」に基づく職業能力開発施設で全国に18校存在し、そのうち2校が兵庫県にあります。今号では兵庫県立障害者高等技術専門学院を紹介します。



兵庫労働局職業安定部職業対策課 山上課長・奥村障害者雇用担当官に聞く～

障害者雇用の取り組みについて（企業と求職者）

インタビュアー：兵庫県雇用開発協会長谷川事務局次長

■兵庫労働局とは、どんなところですか？

兵庫労働局は、厚生労働省の各県にある地方支分部局のひとつで、厚労省の出先機関になります。本省からの方針に沿って施策展開をしていきます。総務部、雇用環境・均等部、労働基準部、職業安定部で構成されています。



山上課長：趣味はサックス演奏と同僚とのお酒

■職業安定部職業対策課の役割を教えてください。

障害者・高齢者・外国人の雇用対策を実施している部署で、下部組織に各地域ハローワークを持っています。障害者雇用についてもハローワークと一体となって、取組を推進しています。

■障害者雇用の取り組みについてもう少し教えてください。

企業に対する取組について



長谷川協会次長：かつては、野球・水泳・スキーが趣味のスポーツマン

企業の方には、障害者雇用について制度の趣旨や「義務である」ということを説明するだけではなく、同業他社の好事例、障害者雇用によるメリットなど、様々な話題を提供し、企業トップの意識を変えていただくよう努めています。初めて障害者を雇用する企業に対しては、特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）の活用をお勧めしています。また、本年度は先進的な取組を行っている企業等の見学バスツアーも計画しています。

障害のある求職者に対する取組について

障害求職者の状況としまして、現在ハローワークに登録している方の約4割が精神障害者です。また、発達障害や難病の方も最近では増加しています。そこでハローワークでは、精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーターという形で、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門家を配置して、カウンセリングやセミナーを通じた就労支援を行っています。

チーム支援について

就職を希望する一人一人の障害者の就労に向けて、ハローワークを中心に、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、ジョブコーチ、福祉事務所などと幅広く連携し、個々の障害者に応じたチームを編成して、就労支援計画を

策定し、計画に沿ってチームの各構成員が支援を行っています。

■取り組みの成果はどうですか？

平成29年度の兵庫県の雇用障害者数は14,165人で前年より5.7%（768.5人）増加し、14年連続で過去最高を更新しています。また、実雇用率は、2.03%と法定雇用率が2%となって以降、初めて兵庫全体として法定雇用率を超えました。法定雇用率達成企業の割合は前年度より0.8%上昇し、52.7%となりました。これは全国の平均の50%を上回っています。

■課題はどのように考えられていますか？

就職件数で精神障害者数が増加している中で他の障害特性の方たちと比べて勤続年数が少ないという課題があります。これは、精神障害に対する世間の理解が十分に進んでいないことが大きな要因であると考えています。彼らの多くがコミュニケーションが苦手です。そのため、聞きたいこと、言いたいことがうまく伝えられず、人間関係に悩んで離職をしてしまう傾向があります。

そこで労働局では、精神・発達障害の理解を進めていただくため企業の人事担当者、チームリーダー等を対象とした「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」というものを開催しています。これは、専門家の養成ということではなく、職場の中で彼らを応援する「サポーター」を増やしていこうという取組です。すでに相当数の企業の担当者に参加していただいております。参加者から高い評価を受けています。個別の企業に向いての出前講座も実施しておりますので、ご希望がありましたら最寄りのハローワーにご相談ください。

地方障害者雇用担当官からひと言

障害者雇用を進めるためのキーワードは「知る」と「安心」だと思っています。初めての職場・仕事で働くことは誰もが不安です。不安を解消・減らすためには、障害者本人、企業、家族、支援者のみんなが、課題や不安の芽を知り、それに適切に対応することが重要です。一つひとつの小さな積み重ねです。

今後も「働く意欲と能力のある障害者」と「障害者を雇用したい企業」のお気持ちにお応えできるよう、ハローワーク・労働局は地域の支援機関とともに「オール兵庫」で「チーム支援」を展開していきます。



奥村担当官：趣味はゴルフ、ベストスコア74

兵庫県立障害者高等技術専門学院

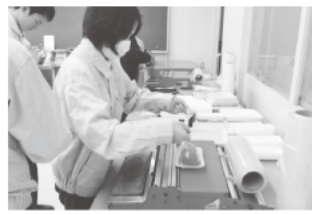
所在地 〒651-2134 神戸市西区曙町1070 ☎078-927-3230
 設立 昭和48年4月1日
 訓練科目 身体等の障害者対象：ものづくり科
 ビジネス事務科
 情報サービス科
 知的障害者対象：総合実務科
 訓練生数 28名（平成30年4月11日現在）（定員45名）
 学院長 岩崎 敏和
 指導員数 9名、非常勤講師1名
 必要経費 受験料、入学金、授業料は無料で、教科書、資格検定受験料等は有料です。

1. 当学院の経緯

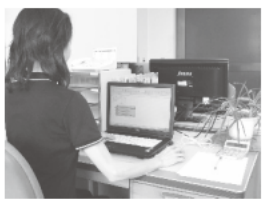
当学院は、昭和48年に「兵庫県立身体障害者職業訓練校」の名称で身体障害者を対象とした5科の訓練科目で開校後、昭和63年に名称を現行のものに変更し、平成6年には知的障害者を対象とした総合実務科をスタートさせたほか、時代の変化に伴ってスクラップアンドビルドを行い、現在は上記の4科体制となっています。

2. 訓練内容

当学院の訓練内容については、概ね下の表のようになっています。



現代の障害者の職業訓練で特徴的なことは、障害者のハンディキャップの克服にはパソコンが欠かせないアイテムとなっており、どの科においてもエクセルやワードといった業務を行う上で基本的なスキルは大前提として採り入れていることです。その基本スキルをベースに、各科で指向している仕上がり像の達成のために、ものづくりでは設計やCAD等、ビジネス事務では簿記やビジネスマナー、情報サービスではハード・ソフトの仕組みやネットワーク知識、総合実務では販売や清掃等の実践能力の獲得を目指しています。



科ごとの訓練内容等

科名・定員	訓練内容	仕上がり像
ものづくり (10名)	コンピュータの基本技術、CAD、CAM技術、設計技術、3Dプリンタの使い方等	機械設計職、設計補助、CADオペレーター等
ビジネス実務 (10名)	商業簿記、工業簿記、税法、給与計算、ワード、エクセル等、ビジネスマナー等	総務事務、経理事務、庶務、営業事務等
情報サービス (10名)	ハードウェア・ソフトウェア知識、エクセル、ワード、パワーポイント、データベース、ネットワーク知識等	事務・情報・修理部門でのIT専門職等
総合実務 (15名)	国語・算数、体力作り、ワード、エクセル、販売、接客、清掃、介護、加工組立等	販売、清掃、製造、事務補助等

3. 就職状況

当学院の就職状況は、科によって若干のバラツキはあるものの概ね8割が就職しております。



近年は、就職してから働き続けられるように定着支援にも力を入れています。修了後、1か月後、3か月後、6か月後を目途に、担任の指導員が訪問・電話により修了生の勤務状況を確認しており、トラブルが生じた場合は、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して、その解決に努めています。

平成29年度生の就職状況（上段：就職数(人)、下段：就職率(%)）

科名	就職状況	就職先企業
ものづくり	4 80.0	(株)ダイキンサンライズ摂津、P&G(株)、ジョブサポートパワー(株)、(福)博愛福祉会
ビジネス実務	6 60.0	日本パーソナルセンター(株)、高尾製粉製麺(株)、(株)スタッフサービス・ビジネスサポート、明石市役所、UTハートフルサービス、(福)日の出福祉会
情報サービス	4 80.0	(株)ECC、原子力サービスエンジニアリング(株)、(株)スタッフサービス・ビジネスサポート、読売テレビ放送(株)
総合実務	8 100.0	(株)神鋼環境ソリューション、(株)いくせい、(有)コミュニティライフサポートいずみ、(株)ベル・エキブ、(株)川重ハートフル、(株)兵庫イエローハット
合計	22 78.6	

(注) 29年度生の就職者には就職退校を含む

4. 学院見学会の開催

当学院では、毎年7月上旬を目処に、翌年度の障害者の雇用を検討している企業に対し、学院の概要説明、施設や訓練状況の見学を目的とした「学院見学会」を開催しています。今年も7月3日に開催したところ、過去最高の45社の参加を得、採用意欲の高さを痛感しました。また、訓練生に対し企業見学の要請も複数あるなど動きの早さも実感しています。今年度については学院見学会は終了しましたが、来年度、参加希望の場合はホームページを確認の上、お申し込みいただければと思います。

【就職担当指導員からひと言】

学院生は、最大の目標である就職に向けて、入校後は各科で技能・技術の習得や、資格取得に頑張っています。また、学習面のみならず、ビジネスマナー等の素養も身につけてもらえるようにしています。
 平成28年の障害者差別解消法により「合理的配慮」の努力義務が課せられています。学院生それぞれに障害特性がありますので、各企業様の採用面接等では、「何が出来る?」「何が難しい?」「どんな点を配慮すれば出来るのか?」「どこまで必要か?」等について本人とよく話をさせていただくことをお勧めします。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/ 

その他の相談窓口

法律について

課題解決の支援

その他

事業主の皆さまへ

平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくても基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。) ※
 - ※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。(※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。)

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・風評被害により、観光客が減少した場合

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

役に立つ最近の雇用情勢

都道府県別有効求人倍率：季節調整値

平成30年7月 全国平均1.63倍

○地域別有効求人倍率（兵庫県）

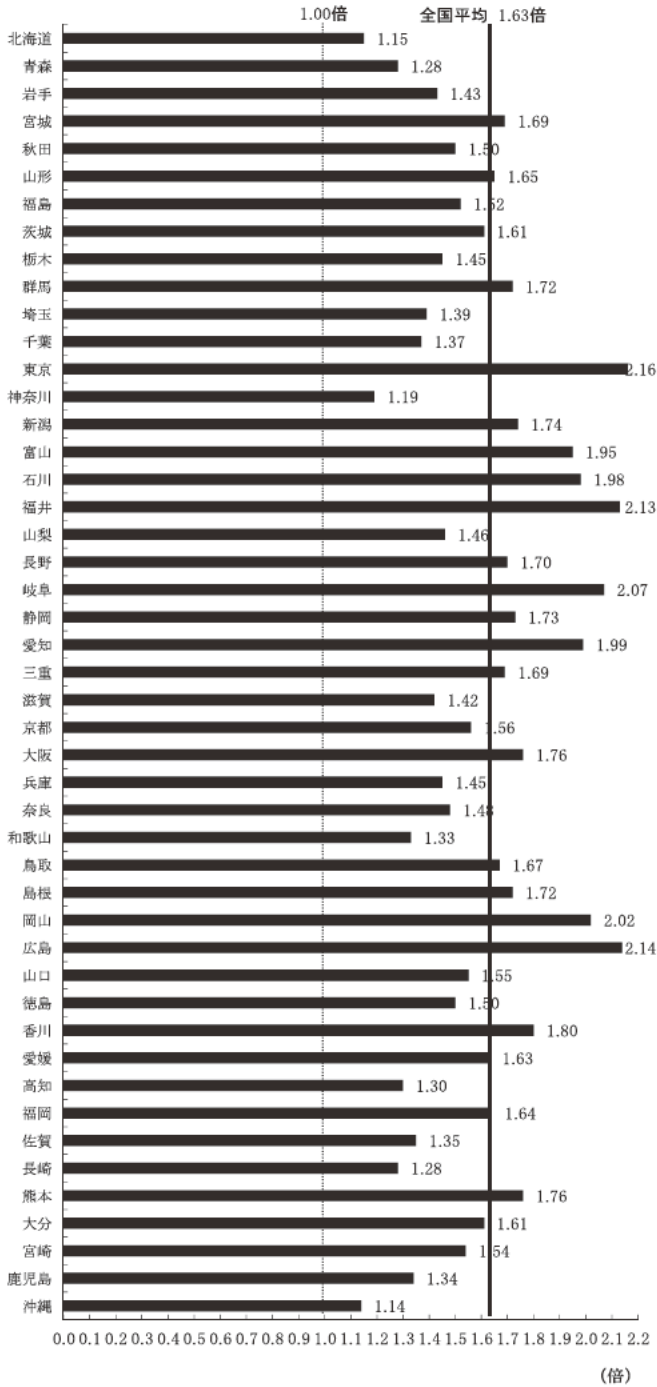
	27年度	28年度	29年度	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7
神戸	1.07 0.14	1.26 0.19	1.46 0.20	1.63 0.20	1.56 0.16	1.43 0.13	1.38 0.12	1.44 0.13	1.49 0.14
阪神	0.93 0.09	1.05 0.12	1.14 0.09	1.34 0.13	1.28 0.08	1.14 0.08	1.07 0.07	1.11 0.10	1.22 0.15
東播磨	0.82 0.03	0.97 0.15	1.13 0.16	1.31 0.18	1.28 0.15	1.11 0.07	1.06 0.04	1.11 0.10	1.18 0.13
西播磨	1.16 0.15	1.27 0.11	1.45 0.18	1.70 0.23	1.63 0.25	1.51 0.25	1.46 0.23	1.43 0.20	1.47 0.21
但馬	1.21 0.04	1.39 0.18	1.40 0.01	1.48 ▲0.04	1.43 0.04	1.30 0.05	1.34 0.10	1.40 0.13	1.49 0.14
丹波	1.20 0.15	1.32 0.12	1.51 0.19	1.64 0.15	1.56 0.16	1.40 0.18	1.37 0.15	1.48 0.11	1.52 0.11
淡路	1.37 0.09	1.62 0.25	1.86 0.24	2.00 0.22	2.04 0.30	1.92 0.32	1.93 0.32	1.92 0.24	2.05 0.31

(注) パートタイムを含む全数で原数値 下段は前年度(前年同月)差

○職種別新規求人倍率（兵庫県）

	27年度	28年度	29年度	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7
専門・技術	2.06 0.12	2.17 0.11	2.41 0.24	2.68 0.51	2.26 0.20	1.63 0.11	2.16 ▲0.01	2.71 0.23	2.80 0.29
事務	0.40 0.02	0.45 0.05	0.52 0.07	0.57 0.08	0.52 0.07	0.39 0.05	0.54 0.09	0.61 0.11	0.59 0.13
販売	1.41 0.12	1.71 0.30	2.00 0.29	2.34 0.37	1.79 0.34	1.84 0.22	2.22 0.36	2.07 0.32	2.16 ▲0.18
サービス	1.90 0.29	2.24 0.34	2.67 0.43	3.05 0.77	2.22 0.24	2.38 0.16	2.76 0.17	2.85 0.69	2.96 0.20
保安	4.87 0.56	6.10 1.23	7.41 1.32	9.00 1.09	6.37 0.46	6.19 0.92	5.53 ▲0.08	7.87 1.39	10.40 3.16
生産工程	1.39 0.08	1.70 0.31	2.23 0.53	2.49 0.64	2.21 0.54	2.09 0.27	2.37 0.54	2.58 0.67	2.64 0.51
輸送・機械運転	1.68 0.08	2.03 0.35	2.27 0.24	2.72 0.44	2.27 0.28	2.36 0.48	2.45 0.35	3.00 0.63	2.43 0.32
建設・採掘	4.33 0.21	5.00 0.67	6.10 1.10	7.38 1.12	6.31 0.69	5.78 0.84	7.18 1.50	7.45 2.77	8.86 2.42
運搬・清掃・包装等	0.59 0.07	0.68 0.09	0.83 0.15	0.92 0.01	0.79 0.09	0.71 0.07	0.96 0.20	0.94 0.14	0.94 0.05

(注1) パートタイム、臨時・季節を除く原数値、単位、倍 下段は前年度(前年同月)差
(注2) 職種別分類は、平成23年改訂(平成24年4月～)の職業分類による。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1. 季節調整値。

2. 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

お知らせ！県内地域協会/協議会 <10月～12月> 予定表

10月予定

(開催日時順に掲載)

協会名	開催日	区分	時間	場所	定員	テーマ
北但雇用開発協会	10月4、11日	研修会	13:00～17:00	豊岡商工会議所	25名	業務環境を整える！「整理力向上研修」
姫路地域雇用開発協会	10月10日	セミナー	14:00～16:00	姫路労働会館	—	ワーク・ライフ・バランス姫路地域セミナー
伊丹地区雇用対策協議会	10月12日	講習会	15:00～17:00	伊丹商工会議所2階多目的ホール	50名	第3回人事・労務問題勉強会
尼崎雇用対策協議会	10月17日	会議	15:30～16:30	尼崎商工会議所ビル5階501室	—	第2回理事会
尼崎雇用対策協議会	10月17日	会議	16:30～17:30	尼崎商工会議所ビル5階501室	—	関係行政との情報交換会
姫路地域雇用開発協会	10月17日	面接会	13:30～14:30	姫路労働会館	13社	<STEP HARIMA2019III①> 姫路地域わかもの就職面接会
丹波雇用開発協会	10月23日	研修	13:30～15:30	東海パネ工業㈱	30名	企業視察研修
尼崎雇用対策協議会	10月24日	面接会	13:00～16:00	都ホテルニューアルカイク 3階鳳凰の間	—	阪神地域大卒者等就職面接会
尼崎雇用対策協議会	10月24日	研修会	10:00～17:00	尼崎商工会議所ビル5階502室	40名	新入社員フォローアップ研修会
淡路地域雇用開発協会	10月26日	セミナー	14:00～16:00	淡路島 夢海遊	40名	多様な働き方と処遇改善セミナー (淡路経営者協会主催)

11月予定

協会名	開催日	区分	時間	場所	定員	テーマ
姫路地域雇用開発協会	11月2日	面接会	未定	姫路キャッスルホテル	30社	<STEP HARIMA2019III②> あっと！姫路 ジョブマッチング
明石地域雇用開発協会	11月6日	研修会	14:00～16:30	明石商工会議所 6階	40名	人材確保と働き方改革研修会
加古川公共職業安定所管内 雇用対策協議会	11月7日	面接相談会	13:30～16:00	加古川プラザホテル	—	高校生のJOBフェアin播磨2018
伊丹地区雇用対策協議会	11月9日	講習会	15:00～17:00	伊丹商工会議所2階多目的ホール	50名	第4回人事・労務問題勉強会
北但・南但雇用開発協会	11月9日	面接会	13:00～16:00	地場産TAJIMA多目的ホール	—	わかもの応援就職面接会inたじま
北但雇用開発協会	11月13日	説明会	13:30～15:30	豊岡商工会議所	30名	人材育成のための助成金説明・相談会
神戸・東神戸雇用対策協議会	11月15日	講演会	14:00～19:00	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	80名	会員企業と大学就職担当との懇談会
姫路地域雇用開発協会	11月22～24日	説明会	11月23日 8:30～17:00	ベトナム・ハノイ市内ホテル	10社	STEP HARIMA in HANOI 5
尼崎雇用対策協議会	11月26日	面接会	13:00～16:00	ハローワーク尼崎 大会議室	—	阪神地域若年者就職面接会
伊丹地区雇用対策協議会	11月30日	面接会	13:00～15:00	伊丹市立産業・情報センター 6階マルチメディアホール	15社	合同就職面接会2018in伊丹

12月予定

協会名	開催日	区分	時間	場所	定員	テーマ
伊丹地区雇用対策協議会	12月7日	講習会	15:00～16:30	伊丹商工会議所 2階多目的ホール	50名	精神・発達障害者しごとサポーター 養成講座
姫路地域雇用開発協会	12月18日	セミナー	未定	県立飾磨工業高等学校	未定	高校生対象 H30企業紹介セミナー(仮称)
尼崎雇用対策協議会	12月	会議	未定	尼崎商工会議所ビル	—	職業安定行政との情報交換会
尼崎雇用対策協議会	12月	見学会	未定	会員企業各事業所	—	高校生就業体験ツーリズム
姫路地域雇用開発協会	12月	インターンシップ	未定	姫路商工会議所	未定	H30年度インターンシップ事業事後報告会

お知らせ！兵庫県雇用開発協会<10月～12月> 予定表

◎協会内行事予定

イベント名	開催日	区分	時間	場所	定員
参与会	11月	会議	未定	東栄ビル	—

◎障害者雇用支援

イベント名	開催日	区分	時間	場所	定員
障害者雇用優良事業所等見学会	10月17日	見学会	9:30～16:30	SMBCグリーンサピス 神戸業務部 兵庫県立 西神戸高等特別支援学校	20
阪神地域障害者雇用促進セミナー	11月21日	セミナー	13:30～16:00	尼崎商工会議所701会議室	80

◎女性雇用支援

イベント名	開催日	区分	時間	場所	定員
フォーラム実行委員会	10/14 11/18	会議	9:30～16:30	神戸市立生田文化会館	—
フォーラム実行委員会	10/19 11/6 11/16 11/20	会議	18:30～21:00	兵庫県立大学	—
女子学生のためのキャリアフォーラム2018 HARIMA	12月2日	フォーラム	—	レウルーラ	—
女子学生のためのキャリアフォーラム2018 KOBE	12月16日	フォーラム	9:00～17:00	兵庫県民会館パルテホール	100

◎中小企業就業者確保支援

イベント名	開催日	区分	時間	場所	定員
合同企業説明会「就職応援フェアinKOBE2019」	10月4日	奨学金返済支援制度広報	13:00～16:30	神戸商工会議所会館	—
ひょうごで働く！就職フェアin大阪	10月30日	奨学金返済支援制度広報	13:00～17:00	梅田クリスタルホール	—

編集後記

この機関紙の発行に当たっては、事務局がお隣のNPO法人「PEAKS神戸」(就労移行支援事業所)の実習生の方に手伝ってもらっています。最後の2週間、最終校正や送付準備をいっしょにやります。毎回違う方なので、これまで8名の方がいっしょに作業をしました。発達障害のある方が多いのですが、2週間いっしょにしていると、いろいろお話し親しくなります。みなさんとても真面目で、仕事の指示の仕方等でこちらが学ぶことも多いです。本号の「高田君の職場奮闘記」の執筆者は、私が最初に担当させてもらった実習生の方で、現在就職されて本機関紙に寄稿してもらっています。昨日も別の方が就職されたということで報告に来られました。少しうれしくなります。これからも実習を通じてお互い得ることがあればと思います、毎回楽しみにしています。(編集担当：西本)

雇用開発ひょうご 145号

編集・発行人 坂田 昌隆

平成30年10月発行

発行所 (一財)兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1

東成ビル3階

電話 078-362-6583 FAX 078-362-6613

http://www.hyogo-koyokaiatsu.or.jp

雇用支援トータル・アドバイザーを委嘱しています

◆ 雇用支援トータル・アドバイザーの利用について

当協会では、経験豊富な社会保険労務士を中心に雇用支援トータル・アドバイザーを委嘱しています。皆様には本誌連載シリーズの「人事よろず相談室」でお馴染みだと思えます。毎回タイムリーなテーマを取り上げ、企業読者の皆様にわかりやすく解説してもらっています。

この方々には協会開催の各種セミナーの講師を依頼しています。また企業でセミナーをお考えの場合もご利用できます。今後も来年4月からの働き方改革関連法案の施行をはじめ、女性、高齢者や障害者の活用に関する取り組み等も多く提案されてくると思われます。講演料と旅費は企業にご負担いただきますがお気軽にお問合せください。ご利用をお待ちしています。

人事よろず相談室 直近の5テーマ

- 「無期転換ルール」と企業の対応
- 「パワーハラスメント」と企業の対応
- 短時間正社員制度を活用して、人手不足に対応する
- 副業・兼業を認めるときの注意
- 介護休業ならびに介護のための短時間勤務制度について

雇用支援トータル・アドバイザー



下川 正義

下川社会保険労務士事務所代表／社会保険労務士／行政書士



前畑 一也

前畑社会保険労務士事務所代表／特定社会保険労務士／DCプランナー／ファイナンシャルプランナー



福島 達夫

福島労務サポートオフィス代表／社会保険労務士／年金アドバイザー



長谷川 まゆみ

トータルマネージメントオフィス代表／特定社会保険労務士／DCプランナー／ファイナンシャルプランナー／日本キャリア開発協会認定CDA



久世 直子

社労士事務所HANA代表／特定社会保険労務士／第1種衛生管理者／2級・キャリアコンサルティング技能士

より専門的・実務的な立場から具体的に相談・助言をさせていただきます。いつでもお気軽にご利用ください。

局長コラム

～人生100年時代～ "生涯現役"を応援します

事務局長 坂田 昌隆

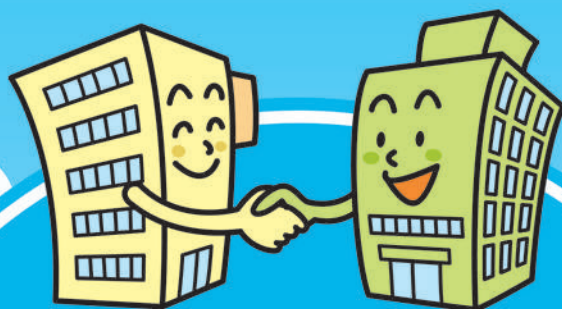
わが国の高齢化は今後さらに進み、2040年頃には、65歳以上が2.8人に1人、90歳以上が2017年の2.5倍以上、500万人を超えると見込まれています。目前に迫った"人生100年時代"。「定年退職すれば、その後は余生」という人生モデルも、今は昔です。

こうした時代に、高齢期を心豊かに質の高い生活を送るためには、再び仕事に就く、副業を始める、起業するなど、"生涯現役"を見据えた第二の人生設計が必要となります。一方、少子化に伴い人口減少が進む中、社会の活力を維持し持続的に成長するためにも、高齢者が意欲と能力のある限り活躍し続けることが期待されています。

そこで、兵庫県雇用開発協会では、高齢者のニーズに対応した多様な働き方を提案するため、今年10月から、神戸駅前の「ひょうご・しごと情報広場」をはじめ、県内各地域の県民局・県民センターにおいて、「高齢者就業相談窓口」を開設することにしました。

当協会の職員は、民間企業や行政機関で永年勤務するなど、73歳を筆頭に豊富な人生経験を持つ者ばかり。"生涯現役"を語るにはまだまだ若輩ですが、職員一同、これまで培った知識や経験、ネットワークを活かし、県民の皆様の"生涯現役"での活躍を応援します。





企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所でを行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体などと連携し豊富な人材情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00～17:00(土日祝は休業)



公益財団法人 **産業雇用安定センター**

兵庫事務所

〒650-0022 神戸市中央区元町通6-1-8 東栄ビル1階
☎ 078-366-4252 FAX 078-366-1080